

# 市民体育大会銃（短）・剣道

1. 日時 令和4年 7月31日(日) 選手集合 09時00分  
開会式 10時00分

2. 場所 南島原市内

有家町(旧)新切小学校 体育館

3. 競技上の規定及び方法

(1) 競技は個人戦とする。

(2) 個人戦は銃・短剣道とし更に年齢別に区分する。

(3) 個人戦

(ア) 試合区分は銃剣道35歳以下、36歳～50歳、51以上とし、短剣道は年齢制限なしで行う。銃剣道・短剣道の試合は、  
トーナメント方式で行い順位を決定する。

(年齢区分が少数の場合は2組に分けて行う)

(4) 試合時間は3分3本勝負とし、時間内に勝敗が決定しない時は判定とする。

4. 参加資格及び年齢基準

(ア) 選手は本市に在住し、協会の登録会員(特別会員)であること。

(イ) 年齢の日起算年月日は市・県体育協会要項等の日程で起算する。

5. 審判試合規則細則は全日本銃剣道連盟・(短剣道)の諸規定による。

6. 表彰は個人戦1位～3位までとする。

7. 服装

(ア) 審判は全日本審判規則細則に準ずる。(市民大会は協会で協議する)

(イ) 選手の服装は袴・白の道衣(特例・市民大会等においては体育用長袖、長ズボンでも可)で行い段位識別章を付け素足とする。

(ウ) 選手は姓のゼッケンを付すること。

8. 申込方法

(1) 申込期日

令和4年7月25日(月)

(2) 申込先

市体育協会・・・一部

銃(短剣道)競技部協会・・・一部 提出

# 市民体育大会銃（短）・剣道

1. 日時 令和4年 7月31日(日) 選手集合 09時00分  
開会式 13時00分

2. 場所 南島原市内

有家町(旧)新切小学校 体育館

3. 競技上の規定及び方法.

(1) 競技は個人戦とする。

(2) 個人戦は銃・短剣道とし更に年齢別に区分する。

(3) 個人戦

(ア) 試合区分は銃剣道35歳以下、36歳～50歳、51以上とし、短剣道は年齢制限なしで行う。銃剣道・短剣道の試合は、  
トーナメント方式で行い順位を決定する。

(年齢区分が少数の場合は2組に分けて行う)

(4) 試合時間は3分3本勝負とし、時間内に勝敗が決定しない時は判定とする。

4. 参加資格及び年齢基準

(ア) 選手は本市に在住し、協会の登録会員（特別会員）であること。

(イ) 年齢の日起算年月日は市・県体育協会要項等の日程で起算する。

5. 審判試合規則細則は全日本銃剣道連盟・（短剣道）の諸規定による。

6. 表彰は個人戦1位～3位までとする。

7. 服装

(ア) 審判は全日本審判規則細則に準ずる。（市民大会は協会で協議する）

(イ) 選手の服装は袴・白の道衣（特例・市民大会等においては体育用長袖、長ズボンでも可）で行い段位識別章を付け素足とする。

(ウ) 選手は姓のゼッケンを付すること。

8. 申込方法

(1) 申込期日

令和4年7月25日(月)

(2) 申込先

市体育協会・・・一部

銃（短剣道）競技部協会・・・一部 提出